

第5章 各管理運営方針に関する具体的な内容

管理運営方針のうち、「方針Ⅰ 世界に誇る自然環境と文化的景観の保全」は、カルデラ地形、火山地形、草原景観及び農村風景等の「阿蘇らしい」景観を守ることであり、他の2つの方針の基盤となる部分でもあります。

そこで、本章では、「方針Ⅰ 世界に誇る自然環境や文化的景観の保全」を中心に、具体的な内容について記載します。

1 言葉の定義

以下の用語については、次のとおり定義します（以下の章において同じ）。

(1) 主要な展望地

ア 主要な展望地を「展望利用される園地、広場、休憩所及び展望施設並びに公園事業道路等（駐車場を含む。）のうち展望利用される区間」と定義する。

イ 林地内等で眺望が見通せない区間以外の公園事業道路等は、主要な展望地に含む。

ウ カルデラ地形、火山地形、草原景観及び農村風景等の「阿蘇らしい」景観が展望できる場所（阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定する視点場）も含む。

(2) 公園事業道路等

公園事業道路及び沿道農村風景保全区域設定の根拠となる道路（市町村の景観計画において沿道景観保全のための特別な位置づけを設けているエリア並びに国道57号北側復旧ルート及び高森町防災道路の各道路中心線から100m以内）と定義する。

(3) 草原

野草地（採草地、放牧地、茅野、湿生植物群落）及び人工草地と定義する。

2 保全対象となる景観資源とその利用について

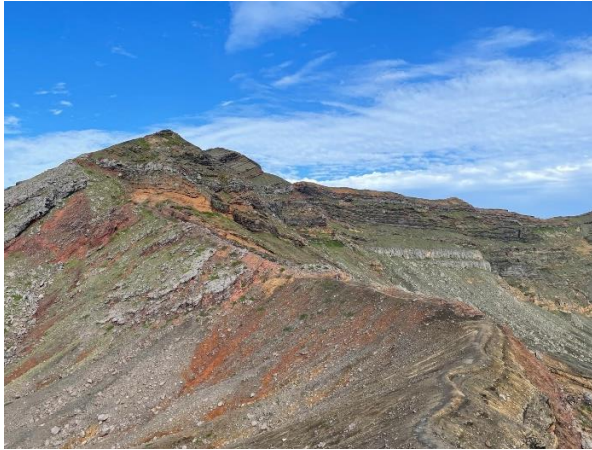
保全対象となる主な景観資源とその利用方針を次のとおり設定します。各景観資源の保全に当たっては、特別地域の要許可行為の審査基準の1つとして「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」が自然公園法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条第1項第3号及び第4号に規定されていることに鑑み、特に、各景観資源に対して主要な展望地からの眺望に配慮した指導を原則として行うものとします。ただし、必要に応じて記載のない公園事業施設からの景観判断も行います。

(1) I 中央火口丘地区

ア 高岳の火山景観及び火山荒原（特別保護地区又は第1種特別地域）	
資源の概要	阿蘇火山の最高峰で、山頂部に広がる荒涼とした景観は、火山特有の景観であり、火山を理解する上で貴重なものである。また、中岳山頂にかけて広がる火山荒原は、火山活動と植物群落形成を知る上で貴重なものである。一部の歩道で土壌の浸食が見られる。
保全方針	利用施設を現状の規模にとどめ、風致景観の維持に努めるとともに、歩道については浸食防止対策を行う。
利用方針	火山防災対策や遭難事故防止対策に留意した登山利用を推進する。
公園事業道路	仙酔峡線道路（車道）及び仙酔峡日ノ尾峠線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	仙酔峡園地及び高岳避難小屋
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
イ 中岳の火山地形及び火山荒原（特別保護地区又は第1種特別地域）	
資源の概要	中岳火口は、活動中の火口底を間近に望めることから、阿蘇山観光の中心であり、年間を通じて多くの観光客が訪れている。また、東側の火口壁や南側に広がる砂千里ヶ浜も火山に特有の景観である。
保全方針	地形の改変を最小限にとどめ、工作物、広告物等のデザインにも配慮し、風致景観の維持に努める。
利用方針	火山防災対策と遭難事故防止対策に、施設整備と管理運営の両面で留意しつつ、登山やハイキング、火口探勝等の利用を推進する。
公園事業道路	坊中山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、阿蘇山上線道路（車道）、仙酔峡日ノ尾峠線道路（歩道）、草千里中岳火口線道路（歩道）及び古坊中中岳山頂線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	古坊中園地、古坊中休憩所及び中岳中央火口園地
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
ウ 根子岳の岩峰（特別保護地区）	
資源の概要	岩峰が連なり、樹林に覆われた景観は阿蘇五岳の中でも特異である。植物についても特異なものがあり、特に秋は紅葉が岩峰を彩り、登山利用者も多い。
保全方針	利用施設を現状の規模にとどめ、風致景観の維持に努めるとともに、歩道については浸食防止対策に努める。
利用方針	遭難事故防止対策に留意した登山利用を推進する。
公園事業	根子岳登山線道路（歩道）及び九州自然歩道線道路（歩道）
道路以外の	－

主要展望地	
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
エ 草千里ヶ浜周辺の火山地形（第1種特別地域、第2種特別地域又は第3種特別地域）	
資源の概要	火口跡である草千里ヶ浜、成層火山である烏帽子岳、スコリア丘である杵島岳、往生岳等の草千里ヶ浜周辺には、特徴的な火山地形が多数存在する。また、ミヤマキリシマ群落や草原景観等の本公園を代表するような景観も広がっている。 多くの利用者が訪れる利用拠点であり、烏帽子岳や杵島岳は、手軽に登山やトレッキングに利用できるコースとしても人気がある。
保全方針	地形の変更を最小限にとどめ、工作物、広告物等のデザインにも配慮し、風致景観の維持に努める。
利用方針	阿蘇山上V C、阿蘇火山博物館等の拠点施設を核に、情報発信や自然体験活動を促進する。また、火山防災や遭難事故防止対策に留意した登山利用を推進する。
公園事業道路	坊中山上線道路（車道）、杵島岳登山線道路（歩道）、烏帽子岳登山線道路（歩道）及び草千里中岳火口線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	草千里園地、草千里休憩所、草千里駐車場及び草千里博物展示施設
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
オ 米塚及び周辺の火山地形（第1種特別地域、第2種特別地域又は第3種特別地域）	
資源の概要	山頂に円形火口を有する形の整ったスコリア丘で、草原景観と相まって美しい景観となっている。米塚周辺には米塚付近から流れ出した溶岩流の中に日本でも珍しい溶岩洞窟が存在する。
保全方針	無線通信施設が集約されているが、施設の新築を必要最小限とし、風致景観の維持に努める。また、関係機関と連携して農畜産業の支援や、公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理の仕組みづくりによって、草原の維持管理に努める。
利用方針	地権者の権限により原則として立ち入りが禁止されているが、地元団体によってガイド付きの限定的な利用が実施されており、踏圧の影響等を避けるため、引き続き持続可能な限定的な利用を推進する。
公園事業道路	赤水山上線道路（車道）及び坊中山上線道路（車道）
道路以外の主要展望地	米塚下園地
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
カ 中央火口丘地区の草原（第1種特別地域、第2種特別地域又は第3種特別地域）	

資源の概要	<p>阿蘇地域の草原は、数百年にわたる牛馬の放牧、採草及び野焼きという人為によって成り立ったもので、人々の生活基盤であり、本公園の重要な景観要素である。</p> <p>中央火口丘地区の草原にはユウスゲやクララ等の植物、オオルリシジミ等の昆虫、また、放牧と深く関わった糞虫類が多く見られ、生物多様性の観点からも重要である。また、近年は、草原の持つ水源涵養、炭素固定等の多面的な機能が注目されており、これらの機能を維持する観点でも草原は重要である。しかしながら、近年の畜産業の衰退、維持管理従事者の高齢化等により、牛馬の放牧、採草及び野焼きが行われなくなりつつあり、草原の維持が困難な状況となっている。</p>
保全方針	関係機関と連携して農畜産業の支援や、公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理の仕組みづくりによって、草原の維持管理に努める。
利用方針	管理する地元の牧野組合の意向を尊重し、一定のルールの下に行われる限定的な利用を推進する。
公園事業道路	仙酔峡線道路（車道）、坊中山上線道路（車道）、阿蘇山上線道路（車道）、南阿蘇登山線道路（車道）、赤水山上線道路（車道）、坊中阿蘇山上線道路（歩道）、草千里中岳火口線道路（歩道）、杵島岳登山線道路（歩道）、烏帽子岳登山線道路（歩道）、高森阿蘇山上線道路（歩道）、栃ノ木草千里線道路（歩道）及び下田草千里線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	池の窪園地、米塚下園地、坊中三合目野営場、鍋の平野営場等の中央火口丘地区に所在する園地、休憩所、駐車場及び野営場
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
キ ミヤマキリシマ群落（特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域）	
資源の概要	古坊中、烏帽子岳、高岳東峰、仙酔峡等で、まとまった群落が見られ、開花期には多くの利用者が訪れる。
保全方針	関係機関で連携し、被圧木の除去や下草刈りによる生育環境改善に努める。
利用方針	群落の保全に留意しつつ、登山やハイキング、自然探勝等の利用を推進する。
公園事業道路	古坊中中岳山頂線道路（歩道）、草千里中岳火口線道路（歩道）、仙酔峡日ノ尾峠線道路（歩道）及び烏帽子岳登山線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	仙酔峡園地
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定



中岳・高岳の火山地形及び火山荒原



根子岳の岩峰



米塚及び周辺の火山地形



中央火口丘の草原



ミヤマキリシマ群落

(2) II カルデラ床地区

ア 阿蘇谷の農村風景（普通地域）	
資源の概要	平野部に水田が広がり、東部にはカルデラ内壁の麓に集落や古墳が点在する農村風景が広がっている。この風景は、かつての広大な湿地帯を開墾していった人々の長年の営みによって形成された文化的景観である。地表に湧き出る湧水が豊富なことが阿蘇地域の特徴の1つであり、これを活用した水田開発や稲作が農村風景の形成に大きく寄与している側面もある。また、農家の伝統的な家屋配置には、敷地内の農作業の合理化を徹底した結果としての典型パターンがあり、阿蘇らしい建物のあるべき姿として価値がある。 集落地の上部には、森林や草原が広がり、「草原－森林－集落－農地」という土地利用ユニットが文化的景観として価値がある。
保全方針	熊本県屋外広告物条例や市町村の景観条例と連携し、農村風景の保全に努める。
利用方針	フットパスコースの利用促進、サイクルツーリズム、グリーンツーリズムの推進等に努める。
公園事業道路	宮地高森線道路（車道）、仙酔峡線道路（車道）、小国阿蘇線道路（車道）、赤水山上線道路（車道）、別府阿蘇線道路（車道）、九州自然歩道線道路（歩道）及び内牧大観峰線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	城山園地、大観峰園地、西湯浦園地、兜岩園地、三久保園地、狩尾園地、二重峠園地、小里園地、数鹿流ヶ滝園地等
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
イ 南郷谷の農村風景（普通地域）	
資源の概要	阿蘇谷同様に人々の営みによって形成された文化的景観であるが、地形・地質的に水が地下浸透しやすく、灌漑技術や土地改良技術の発達に伴って開墾を進めることができた土地であり、また、白川沿いに河岸段丘が発達するなど、阿蘇谷とは景観形成の過程や特徴が大きく異なっている。 また、集落地の上部には森林や草原が広がり、「草原－森林－集落－農地」という土地利用ユニットが文化的景観として価値がある。
保全・利用方針	阿蘇谷の農村風景と同様の方針とする。
公園事業道路	宮地高森線道路（車道）、矢部吉田線道路（車道）、熊本南阿蘇線道路（車道）、長陽池の窪線道路（車道）、九州自然歩道線道路（歩道）、中松地藏峠線道路（歩道）、高森南阿蘇山上線道路（歩道）、下田草千里線道路（歩道）及び栃ノ木草千里線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	俵山峠園地、池の窪園地、御成山・高森峠園地、千本桜園地、両併園地等
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定

ウ 主要道路からの風景（普通地域）	
資源の概要	<p>国道 57 号、国道 212 号、国道 325 号、国道 265 号、県道 11 号、県道 28 号等が主要な利用道路になっている。これらの道路からは阿蘇五岳とカルデラ壁が望見され、水田に映える五岳とカルデラ内壁は、カルデラ床地区ならではの風景である。</p> <p>さらに、快適な生活環境の維持を図る必要のある地区でもある一方で、道路沿線の景観形成上の課題として原色中心のコーポレートカラーが採用された建築物、看板、のぼり旗等の乱立が目立つ傾向にある。</p>
保全・利用方針	道路管理者と連携した道路構造物の意匠統一、熊本県屋外広告物条例や各市町村の景観条例等と連携した建築物や広告物等の景観形成に努める。
公園事業道路	小国阿蘇線道路（車道）、別府阿蘇線道路（車道）、宮地高森線道路（車道）、熊本南阿蘇線道路（車道）、矢部吉田線道路（車道）及び長陽池の窪線道路（車道）
道路以外の主要展望地	—
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
エ 湧水池（普通地域）	
資源の概要	<p>中央火口丘と外輪山に降った雨が、草原や森林の持つ浸透機能を通じて、それらの下部斜面において湧水になり、阿蘇地域全体に、数多くの湧水池が広範囲に分布している。また、これを活用した水田開発や稲作が、農村風景の形成に大きく貢献したことはもちろんのこと、河川水、ため池、伏流水等を含む多様な水資源利活用システムによって、カルデラ地形全体として水の涵養、供給及び循環システムを形成している。さらに、南阿蘇村湧水群等は、観光資源としても重要である。</p>
保全方針	草原や森林の水源涵養機能の維持保全に努める。
利用方針	また、フットパスコースの利用促進、サイクルツーリズム、グリーンツーリズムの推進等に努める。
公園事業道路	—
道路以外の主要展望地	—
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定



阿蘇谷の農村風景



南郷谷の農村風景



水資源



カルデラ内壁

(3) III 外輪山地区

ア カルデラ内壁（第2種特別地域又は第3種特別地域）	
資源の概要	<p>(ア) 北外輪山 外輪山の内側に連なる急峻なカルデラ内壁は、大噴火の激しさを示す景観である。また、外輪山上から見下ろす内壁と、先に望む中央火口丘やカルデラ床等の景観は、見る者に感銘を与える。一方で、手入れされなくなった人工林が増えており、土砂災害リスク、景観上及び野焼きの支障となっている。</p> <p>(イ) 南外輪山 北外輪山同様、手入れされなくなった人工林が増えている。カルデラ内壁内に草原が点在している他、一部には自然林や二次林が残された場所がある。また、九州自然歩道が外輪山の縁を縦走しており、トレイルルートとしての利用がある。</p>
保全方針	施設の新築等を必要最小限とし、風致景観の維持に努める。また、手入れされなくなった森林で、野焼きの支障となる樹林帯については、小規模な伐採や樹種転換等に努める。
利用方針	九州自然歩道のトレイルルートとしての利用を推進する。
公園事業道路	阿蘇北外輪山線道路（車道）、小国阿蘇線道路（車道）、別府阿蘇線道路（車道）、大津北外輪山線道路（車道）、宮地高森線道路（車道）、矢部吉田線道路（車道）、熊本南阿蘇線道路（車道）、九州自然歩道線道路（歩道）、内牧大観峰線道路（歩道）、立野駒返峠線道路（歩道）及び中松地藏峠線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	北外輪瀬の本沿道景観保全区域内の公園事業施設、俵山園地、御成山・高森峠園地及び千本桜園地
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
イ 草原（第2種特別地域、第3種特別地域又は普通地域）	
資源の概要	<p>阿蘇地域の草原は、数百年にわたる牛馬の放牧、採草及び野焼きという人によって成り立ったもので、人々の生活基盤であり、本公園の重要な景観要素である。特に、北外輪の草原は、キスミレ、ヒゴタイ、湿地性のヒゴシオン等の貴重な大陸系遺存植物の宝庫であり、季節毎に様々な花が咲き利用者の目を楽しませているが、生物多様性の観点からも極めて重要である。また、近年は、草原の持つ水源涵養、炭素固定等の多面的な機能が注目されており、これらの機能を維持する観点でも草原は重要である。</p> <p>近年の畜産業の衰退、維持管理従事者の高齢化等により、採草と野焼きが行われなくなりつつあり、草原の維持が困難な状況となっている。</p>
保全方針	関係機関と連携して、農畜産業の支援や公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理の仕組みづくりによって、草原の維持管理に努める。
利用方針	管理する地元の牧野組合の意向を尊重し、一定のルールの下に行われる限定

	的な利用を推進する。
公園事業道路	阿蘇北外輪山線道路（車道）、大津北外輪山線道路（車道）、小国阿蘇線道路（車道）、別府阿蘇線道路（車道）、久住小国線道路（車道）、雀の地獄線道路（車道）、九州自然歩道線道路（歩道）、内牧大観峰線道路（歩道）、中松地蔵峠線道路（歩道）、立野駒返峠線道路（歩道）
道路以外の主要展望地	北外輪瀬の本沿道景観保全区域内の公園事業施設、三久保園地、俵山園地、雀の地獄園地
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
ウ 阿蘇地域北部の草原内のクヌギ林（第2種特別地域他）	
資源の概要	阿蘇地域北部では草原内に散在するクヌギ林がシイタケ原木や薪炭の生産に活用されてきた。これまで野焼きによって草原と一体的に維持管理されてきたが、近年は、一部のクヌギ林で循環利用がなされずクヌギ以外の灌木が茂り、放牧や野焼きに支障が生じている。
保全方針	農畜産業等の生業の振興や野焼き支援等を通じて、牧野の維持管理と景観保全の両面で維持されるように努める。
利用方針	管理する地元の牧野組合の意向を尊重し、一定のルールの下に行われる限定的な利用を推進する。
公園事業道路	小国阿蘇線道路（車道）、別府阿蘇線道路（車道）、久住小国線道路（車道）及び雀の地獄線道路（車道）
道路以外の主要展望地	瀬の本園地、瀬の本休憩所、瀬の本宿舎、上田尻園地、雀の地獄園地等
世界文化遺産登録推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
エ ミルクロード及びやまなみハイウェイの沿道景観（第2種特別地域又は第3種特別地域）	
資源の概要	北外輪山上を通る「ミルクロード」と、阿蘇地域とくじゅう地域を結ぶ「やまなみハイウェイ」は、広大な草原とその先に連なるくじゅう連山と阿蘇五岳を望むことができる景観探勝に優れた主要な公園利用道路である。 アプローチの容易さから、道路沿線の草原では植物の盗掘や盗採が絶えない地域でもある。また、違反工作物、広告物の設置、土地の造成、景観支障木の繁茂、ごみの投げ捨て等が問題となっている。
保全方針	引き続き「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」に設定し、公園事業者や道路管理者の協力も得て、沿道の一体的な景観形成に努める。
利用方針	持続可能なサイクルツーリズムやドライブ利用を推進する。
公園事業道路	阿蘇北外輪山線道路（車道）、大津北外輪山線道路（車道）及び別府阿蘇線道路（車道）
道路以外の主要展望地	北外輪瀬の本沿道景観保全区域内の公園事業施設

世界文化遺産登録 推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
オ 菊池溪谷（第1種特別地域、第2種特別地域又は第3種特別地域）	
資源の概要	菊池川の源流部で、残された原生林が清流と相まって溪谷美を見せ、その水は「名水百選」に指定されている。植物の宝庫としても古くから知られたところで、森林レクリエーションの場としても重要な場所である。 近年は、菊池阿蘇スカイライン沿線で竹や笹の繁殖が拡大しており、景観や生態系への影響が懸念されている。また、ごみの投げ捨ても問題となっている。
保全方針	利用施設を原状の規模にとどめ、風致景観の維持に努める。
利用方針	菊池溪谷VCを拠点とした園路散策や、九州自然歩道の利用を推進する。
公園事業道路	阿蘇北外輪山線道路（車道）及び九州自然歩道線道路（歩道）
道路以外の 主要展望地	菊池溪谷園地及び菊池溪谷駐車場
世界文化遺産登録 推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
カ 北向山自然林（特別保護地区）	
資源の概要	阿蘇地域に残された原生林で、落葉広葉樹や常緑広葉樹を主とする混交林である。国の天然記念物（指定名称は北向谷原始林）に指定されている。 また、この地区の大半は国有林であり、「北向山コナラ等遺伝資源希少個体群保護林」に指定されている。
保全・利用方針	関係機関と連携を図り、原生の状態で保護を図っていく。
公園事業道路	立野駒返峠線道路（歩道）
道路以外の 主要展望地	—
世界文化遺産登録 推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
キ 涌蓋山及び一目山（第1種特別地域、第3種特別地域又は普通地域）	
資源の概要	両山は、くじゅう山群の西端に位置し、特に湧蓋山は小国富士と呼ばれ親しまれている。山腹から山頂にかけては平らな草原になっており、草原性の植物の他、ミヤマキリシマの分布も見られる。
保全方針	近隣に太陽光発電や風力発電施設が見られるが、阿蘇五岳も遠望として望める良好な眺望が維持されていることから、一帯の景観の保全に努める。
利用方針	登山利用を推進する。
公園事業道路	涌蓋山登山線道路（歩道）及び狹師山一目山線道路（歩道）
道路以外の 主要展望地	—

世界文化遺産登録 推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
ク 阿蘇地域北東部の波状高原（第3種特別地域又は普通地域）	
資源の概要	外輪山とくじゅう山麓の交わる高原地域で、波状丘陵と浸食谷と谷底平野からなる地域である。樹林地を背景とした狭い盆地に、周辺の湧水を生活用水とする集落の立地が見られ、湧水を灌漑用水とした棚田が開発されている。
保全方針	大規模な施設の新築等を必要最小限とし、風致景観の維持に努める。また、関係機関と連携して農畜産業の支援や、公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理の仕組みづくりによって、草原の維持管理に努める。
利用方針	管理する地元の牧野組合の意向を尊重し、一定のルールの下に行われる限定的な利用を推進する。
公園事業道路	別府阿蘇線道路（車道）及び久住小国線道路（車道）
道路以外の 主要展望地	田尻野営場及び字見台園地
世界文化遺産登録 推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定
ケ 湧水池	
資源の概要	阿蘇地域全体に数多くの湧水地が点在しており、これらを活用した水田開発や稲作が農村風景の形成に大きく貢献したことはもちろんのこと、山吹水源、池山水源、菊池水源等は、観光資源としても重要である。
保全方針	草原の水源涵養機能の維持保全に努める。
利用方針	フットパスコースの利用促進、サイクルツーリズム、グリーンツーリズムの推進等に努める。
公園事業道路	－
道路以外の 主要展望地	－
世界文化遺産登録 推進の視点場	阿蘇世界文化遺産登録推進協議会で選定



阿蘇地域北部の草原内のクヌギ林



北外輪山地区の草原



やまなみハイウェイ沿線の景観



ミルクロード沿線の景観



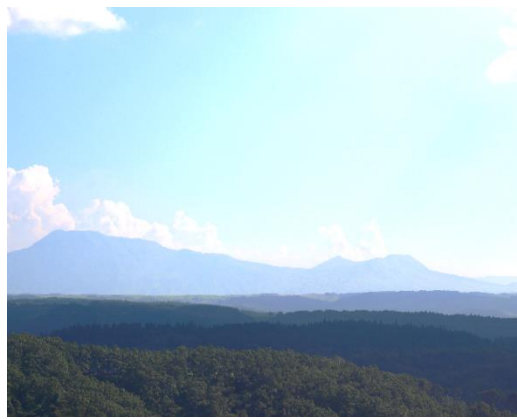
菊池溪谷



北向山自然林



涌蓋山、一目山



阿蘇地域北東部の波状高原

3 「世界に誇る自然環境と文化的景観の保全」に関する具体的な内容

(1) 「阿蘇らしい景観」を形成するための視点

本公園の地形的特徴や景観形成の過程を踏まえ、阿蘇らしい景観形成を推進していくための6つの視点を、次のとおり整理しました。

視点	ポイント	関係する行為の例
ア 自然景観そのものが主役	(ア) 景観は、地域経済の振興に欠かせない資源であり、景観価値の向上が阿蘇地域の持続可能な発展には欠かせないと認識を多様な立場の関係者と共有する。 (イ) 具体的には「自然景観そのものを主役」として捉え、自然景観に配慮した開発、人工物の乱立解消と集約及び不要なものの撤去を基本とする。	全て
イ 主要な展望地から眺望される景観の保護	(ア) 火山地形、草原景観、森林、カルデラ床の農村風景等のエリア毎の特徴的な眺望景観を保護する。 (イ) 開発行為においては、景観に馴染むような規模、位置、色彩等への配慮を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物 ・電柱、鉄塔 ・堰堤 ・再エネ発電施設
ウ 利用拠点における上質な景観形成	(ア) 阿蘇山上地区、菊池溪谷、瀬の本高原等の利用拠点における眺望景観を保護する。 (イ) 工作物のデザイン統一、広告物の集約等により、利用促進にもつながる上質な滞在環境の形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園事業施設 ・電柱 ・広告物 ・自動販売機
エ 主要道路における景観形成	(ア) 多くの利用者が道路を通行し、また、道路の移動自体が本公園の利用形態の1つとなっていることから、道路からの眺望景観を保護する。 (イ) 道路構造物、看板、建築物等を国立公園らしい意匠に統一することで、上質な滞在環境の形成に努め、国立公園としての結界感を演出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造物 ・建築物 ・広告物 ・電柱
オ 農村風景の保護	(ア) 俯瞰する農村風景を保護する。 (イ) 伝統的な農村集落や家屋、農村風景の基盤である田畑とその発展を大きく支えた用水路やため池、阿蘇火山由来の溶結凝灰岩が用いられた石積み擁壁や石橋等の、人と自然の共生関係によって築き上げられた風景を尊重する。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物（普通地域） ・広告物 ・道路構造物 ・堰堤 ・鉄塔
カ 景観保護と脱炭素社会推進の両立	(ア) 熊本県及び阿蘇地域の7市町村から、大規模な太陽光発電施設等の開発に対する景観への配慮の必要性を表明した「阿蘇の景観を守る宣言」が出されており、国立公園管理でもこの宣言を尊重する必要がある。 (イ) 具体的には、「景観保護」を最優先として景観保護との両立が可能な再生可能エネルギーの活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電施設

(2) エリア毎の景観形成の方針

「重点施策Ⅰ－1 法令による景観形成の推進」及び「Ⅰ－2 景観に配慮した公共工事の推進」に関して、集団施設地区等の一体的な景観形成に努めるべきエリアについては、次のとおり、景観形成の方針を定めます。

ア 阿蘇山上エリア

阿蘇山上エリア利用拠点計画実施報告書（令和2（2020）年2月）では、「より上質な観光地としての阿蘇山上へ」を、上質化に向けたスローガンとして設定しており、具体的な景観改善の方向性として山上エリアの入口となる山上広場、草千里、古坊中及び仙酔峡において、建築物や柵等の構造物を山岳信仰や草原景観に配慮した景観デザインに改善していくことと整理されています。

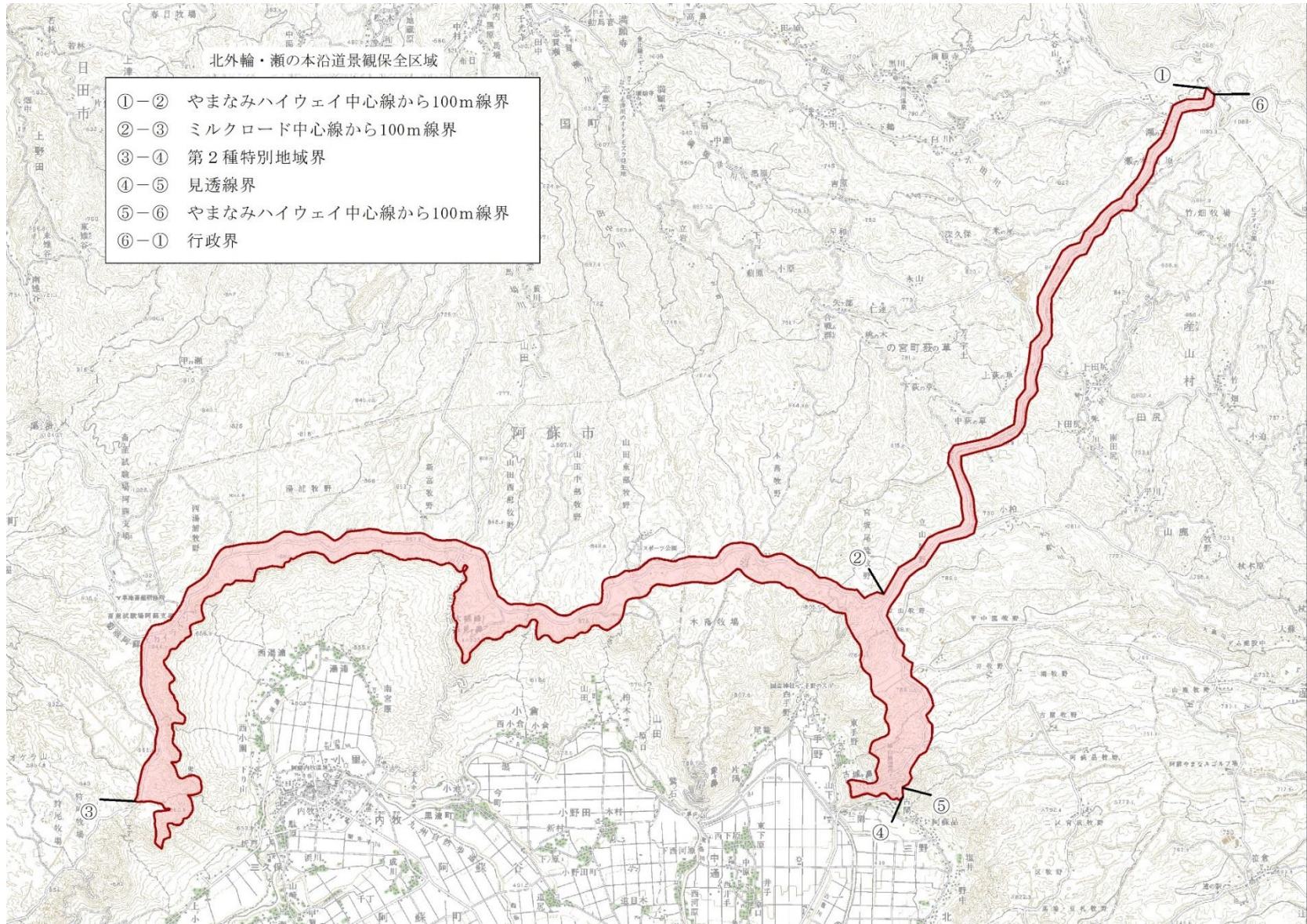
本管理運営計画においても、同計画での記載内容を踏まえ、既存施設の一体的な景観デザインへの誘導、各入口となるエリアにおいての建築物や広告物の乱立の解消と抑制に向けた誘導、色彩の統一等を行います。

イ 北外輪瀬の本沿道景観保全区域（P36 図参照）

北外輪山上を通る「ミルクロード」と、阿蘇地域とくじゅう地域を結ぶ「やまなみハイウェイ」は、広大な草原とその先に連なるくじゅう連山と阿蘇五岳を望むことができる景観探勝に優れた主要な公園利用道路です。引き続き、「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」として審査基準を別に定め、草原景観に配慮した沿道の景観維持に努めます。また、草原景観維持のために、阿蘇草原再生協議会を通じた草原の維持再生や、関係機関と連携した希少植物盗掘防止のための対策を進めます。

ウ 沿道農村風景保全区域

国道57号北側復旧ルート及び高森町防災道路については、令和2（2020）年度に開通した新しい道路であり、沿線には建築物や広告物が乱立しておらず、農村風景が良好に保全されています。市町村の景観計画において沿道景観保全のための特別な位置づけを設けているエリア（今後の景観計画の改定により設定されるエリアも含む。）並びに国道57号北側復旧ルート及び高森町防災道路の各道路中心線から100m以内については、良好な農村風景を保全するため、広告物の乱立の抑制と色彩の統一により景観形成を図ります。



4 「自然資源等を活かした地域経済の振興」及び「自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成」に関する具体的な内容

「方針Ⅱ 自然資源等を活かした地域経済の振興」及び「方針Ⅲ 自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成」については、SUP2025 で、「重点施策Ⅱ－1 国立公園満喫プロジェクトの推進」に関する具体的な取組が、また、阿蘇草原再生協議会によって策定された阿蘇草原再生全体構想（第3期）で、「重点施策Ⅱ－2 農畜産業等の生業の振興」、「Ⅲ－1 地域循環共生圏の構築」、「Ⅲ－2 環境学習と普及啓発の実施」に関する具体的な取組が、それぞれ記載されています。

方針Ⅱ及び方針Ⅲについては、これらの計画に則って推進していくことを基本としますが、ここでは、関連計画の記載内容以外に必要な事項について記載します。

(1) 拠点施設及びエリアの整備運営方針

ア 阿蘇山上地区

環境省が直轄整備した阿蘇山上V Cには年間 30 万人を超える来場者があり、多くの利用者に情報発信することができる立地を活かし、阿蘇山上エリアのみならず、阿蘇地域全体の利用促進のための情報発信を行うことで、地域全体の滞在時間の延伸、満足度の向上、観光消費額の増大等に貢献できるように努めます。

環境省所管地を含む中岳中央火口園地では、活発な火山活動が行われている火口を目前に望むことができる稀有な立地を活かし、熊本県、阿蘇市と連携して、火山防災対策を十分に施した上での火口見学を推進していきます。

イ 阿蘇草原保全活動センター

草原学習館（環境省施設）では、草原保全や再生活動の拠点として草原再生に係るボランティア活動、草原環境学習、草原再生に係る情報発信、自然体験活動等を推進します。また、隣接する草原情報館（阿蘇市施設）とも連携を図ります。

ウ 南阿蘇集団施設地区

令和元年度に策定した南阿蘇集団施設地区整備方針検討業務基本計画説明書を踏まえ、「阿蘇・高森を体感する地域拠点～“したくなる”が湧き出す魅力づくり～」をコンセプトに、「既存機能の更新」、「優れた景観資源の有効活用」及び「地域活性の拠点機能の充実」を基本方針として再整備やサービス向上を図ります。

エ 地獄垂玉集団施設地区

平成 29（2017）年度に策定した地獄垂玉集団施設地区再整備計画を踏まえ、「南阿蘇観光の拠点地区としての魅力向上による利用の促進」を基本方針として熊本地震で大きな被害を受けた温泉等の既存施設の保全と利用に加え、新たな利用対象の創出により、一般利用者が滞在できる場所として魅力を向上させ、利用活性化を図ります。

オ 瀬の本集団施設地区

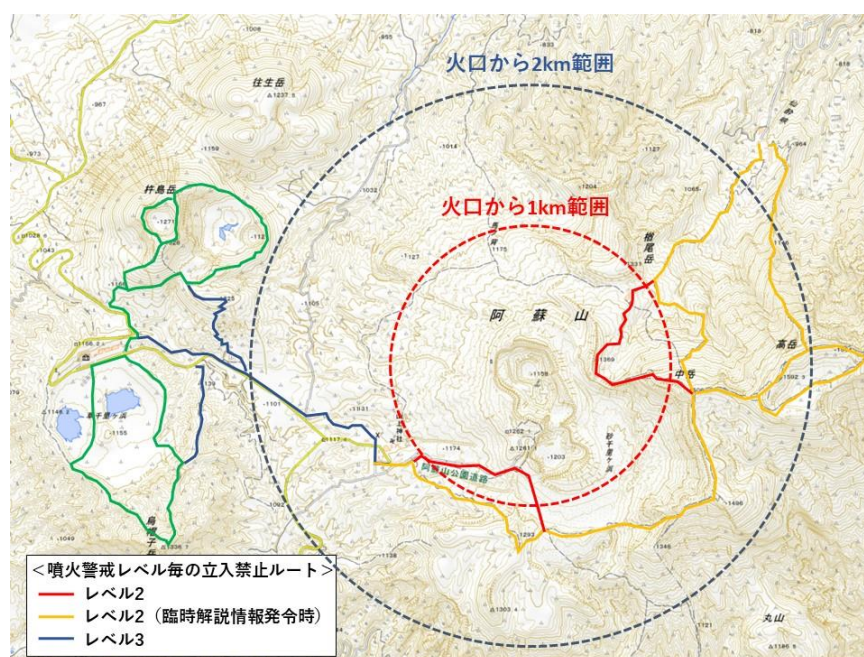
「北外輪瀬の本沿道景観保全区域（3（2）イによる。以下同じ。）」の拠点として上質な景観形成に努めます。また、阿蘇地域とくじゅう地域のアクセス拠点であり、多くの利用者が訪れる立地を活かして、滞在時間の延伸、満足度の向上、観光消費額の増大等に貢献できるように、サイクルツーリズムや草原の利用促進等にも努めます。

(2) 利用のルール

ア 中岳火口周辺の立入規制

噴火警戒レベル等の変動に応じて、下図のとおり立ち入りが規制されます。中岳中央火口園地での火口見学は、噴火警戒レベル1のときのみ可能ですが、その場合であっても、阿蘇火山防災会議協議会が火山ガス濃度を常時観測しており、一定濃度以上で同園地への立入制限が実施されています。

噴火警戒レベル等に応じた登山道の利用可否については、阿蘇山遭難事故防止対策協議会がインターネット上で周知を行っていますが、加えて、各登山口でも噴火警戒レベル等に合わせた注意喚起を行います。



図：噴火警戒レベル毎の登山道の立入規制範囲

イ 中岳火口周辺の撮影等

中岳火口周辺は、多くの利用者が集まる場所であることから、テレビや映画等の撮影については、下記のとおり事前の届出が必要です。

また、ドローンやラジコン等の無人飛行機の飛行に関しても、利用者への衝突の危険性があり、また、火口等の立入規制範囲内に墜落した場合に回収が困難であることから、中岳火口周辺 1km 圏内での飛行が原則として禁止されています。

なお、環境省所管地内におけるテレビや映画等の撮影に当たっては、自然環境の保全、快適かつ円滑な利用の確保のため、下記の要件に適合しないものは撮影を認めない他、要件に

適合するものであっても、車道以外への車の乗り入れは認めません。

- (ア) 撮影は通常の公園利用の範囲で行うものとし、舞台装置の持ち込み、土地の改変、奇抜な服装を用いての撮影等は行わないこと。
- (イ) 景観、動植物、水質等の自然環境へ影響を与えないこと。
- (ウ) 公園利用上不快の念を与えたり、公園利用上の支障となったりしないこと。

手続きの名称	内容
阿蘇くじゅう国立公園環境省所管地内撮影届出	中岳火口周辺（砂千里を含む。）の環境省所管地で撮影を行う場合の、環境省（土地所有者）に対する届出
阿蘇中岳火口周辺における撮影届出	中岳火口周辺 1 km 圏内で撮影を行う場合の、阿蘇市（施設管理者）に対する届出
阿蘇山火口付近におけるドローン等の飛行に関する許可申請	火口周辺 1 km 圏内でドローン飛行を行う場合の、阿蘇火山防災会議協議会（災害対策基本法に基づき設置される協議会）の行う火山防災対策としての申請。なお、撮影許可が得られるのは、調査研究目的に限られる。

ウ 牧野への立ち入り

本公園内の牧野の土地所有形態は様々ですが、入会権を牧野組合等が有している場合が比較的多い状況です。無秩序な立ち入りを認めることで放牧地への家畜伝染病の持ち込み、希少動植物の密猟・盗掘、ごみの放置等の懸念もあり、多くの場所では牧野組合等によって牧野内への無断立ち入りが禁止されています。一方で、消毒等の定められたルールを遵守した上で、ガイド付きの利用に限定して、立ち入りを認めている牧野もあります。

エ 米塚への立入禁止

米塚への立ち入りは、以前から地元の牧野組合によって禁止されていましたが、利用者の無断の立ち入りによって踏み荒らされて裸地化し、さらに雨水浸食が進みました。最も被害が深刻だったときには、人の背丈以上にもなる深い溝が生じていました。

阿蘇草原再生事業の一環として修復工事が実施されるとともに、牧野組合による立入禁止の周知によって浸食は改善してきていますが、浸食防止のため、引き続き立ち入りが禁止されています。